

南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、在宅において介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が紙おむつ等を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減を図り、もって在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、南相馬市とする。

(品目及び助成対象者)

第3条 別表の品目に掲げる紙おむつ及び介護用品の助成対象者は、同表の対象者の欄に掲げる者のうち市内に住所を有する者とし、その購入に要する費用に対する助成により行うものとする。

(助成金の額)

第4条 紙おむつ及び介護用品の助成金の額は、別表のとおりとし、助成の回数は、1年につき、12回を限度とする。

(助成資格の認定)

第5条 紙おむつ及び介護用品の助成を受けようとする者は、紙おむつ・介護用品助成資格認定申請書(様式第1号)を提出し、助成資格の有無について市長の認定を受けなければならない。

2 紙おむつの助成資格の認定は、申請に基づき、職員又は地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業者が調査する「障がい老人の日常生活自立度判定基準」及び「認知症老人の日常生活自立度判定基準」による自立度等を勘案して行うものとする。

(通知及び利用券の交付)

第6条 市長は、調査結果に基づき、速やかに内容を審査し、紙おむつ・介護用品助成事業利用(認定・却下)通知書(様式第2号)により申請人に通知し、助成決定者については、紙おむつ利用券(様式第3号)又は介護用品利用券(様式第4号)を交付する。

2 前項の決定通知書及び利用券の交付日は、市長が交付を決定した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、月の初日に決定した場合については、当月に交付するものとする。

3 利用券は、原則として再発行しない。

(取扱店の登録)

第7条 紙おむつ取扱店又は介護用品取扱店舗（以下「取扱店」という。）の登録を受けようとする者は、紙おむつ・介護用品取扱店登録（変更）申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合には速やかに内容を審査し、紙おむつ・介護用品取扱店登録（認定・却下）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 取扱店の登録を抹消しようとするときは、紙おむつ・介護用品取扱店登録抹消届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(利用券の利用方法等)

第8条 第6条第1項の規定により、利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）

が紙おむつ又は介護用品を購入しようとするときは、取扱店にて利用券と引換えに紙おむつ・介護用品の給付を受けるものとする。

2 利用券は、原則として利用券に記載された月分について、当該記載月に利用するものとする。

3 利用者は、利用券の額を控除した額を取扱店に支払うものとする。

4 第1項に規定する取扱店から紙おむつを購入する場合のほか、病院等施設への入所、入院により患者等の負担において、当該施設で紙おむつを使用している場合は、当該施設を同項の取扱店とみなし、第4条の助成金の額を限度として、現に使用した紙おむつ代相当額を当該施設に対し支払うものとする。ただし、利用者が当該施設に別途紙おむつ代を支払わなければならないときは、第4条の助成金の額を限度とし、現に使用した紙おむつ代相当額を利用者に対し交付するものとする。

(利用券の利用の制限)

第9条 利用券は、市内の取扱店以外の店（前条第4項の場合を除く。）では、利用することとはできない。

2 利用券は、利用券に記載された月以外に、利用することができない。

3 利用券の額未満の使用については、利用券を使用することができない。

4 利用券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当することとなった月の翌月からは利用することができない。

(1) 利用の認定を受けた者が死亡し、又は本市の住民でなくなったとき。

- (2) 介護保険施設における施設サービスを利用するようになったとき。
- (3) 南相馬市在宅重度障がい者対策事業実施要綱（平成18年南相馬市告示第34号）による受給者になったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、助成資格を失ったとき。

（助成金の請求及び支払）

第10条 取扱店は、紙おむつ又は介護用品助成金の支払を受けようとするときは、前月に利用された利用券につき、その翌月の10日までに紙おむつ利用助成金請求書（様式第8号）又は介護用品利用助成金請求書（様式第9号）に利用券を添えて市長に請求するものとする。

2 第8条第4項ただし書の規定により、利用者が助成を受けようとするときは、市長に、紙おむつ・介護用品助成金交付申請書（様式第10号）に利用券及び前月までに利用した紙おむつ代を支払ったことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による請求があったときは、当該各月の末日までに紙おむつ利用券の額を取扱店又は利用者に支払うものとする。

（助成の取消し等）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し助成資格の認定を取消し、又は既に助成した金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 利用券を不正に使用し、又は他の目的に使用したとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の小高町家族介護支援紙おむつ助成要綱（平成12年小高町訓令第17号）、鹿島町紙おむつ助成事業実施要綱（平成12年鹿島町訓令第11

号)又は原町市紙おむつ助成事業実施要綱(平成10年原町市訓令第31号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(小高町家族介護支援紙おむつ助成要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 小高町家族介護支援紙おむつ助成要綱
- (2) 鹿島町紙おむつ助成事業実施要綱
- (3) 原町市紙おむつ助成事業実施要綱

附 則 (平成19年告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前までに、改正前の南相馬市紙おむつ・介護用品助成事業実施要綱に基づき利用された利用券に係る助成金の請求及び支払は、なお従前の例による。

別表 (第3条、第4条関係)

区分	品目	対象者	助成金の額
紙おむつ	紙おむつ 尿取りパット	次のいずれかに該当する者を現に介護している家族 (1) <u>65歳以上の寝たきりの状態にある者</u> (2) <u>65歳以上の認知症の状態にある者</u>	月3,000円(年36,000円限度)
介護用品	紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー おしりふき 口腔ケアブラシ	市民税非課税世帯で、 <u>要介護4・5の認定を受けている者(相当の人を含む)</u> を現に介護している家族	月10,000円(年120,000円限度)